

平成30年12月定例会会議録

平成30年豊郷町議会12月定例会は、平成30年12月6日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課 長 補 佐	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹

産業振興課長	山田篤史
上下水道課長	森本智宏
教育次長	神辺功
社会教育課長	岡村浩孝
社会教育課長	秋尾一義

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長	山口昌和
書記	久保川真由美

5、提案された議案は次のとおり

議第73号	民事訴訟の提起について
議第74号	湖東広域衛生管理組合規約の変更および財産処分につき議決を求めることについて
議第75号	彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
議第76号	豊郷町税条例の一部を改正する条例案
議第77号	豊郷町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議第78号	豊郷町営住宅整備事業基金条例等を廃止する条例案
議第79号	平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）
議第80号	平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第81号	平成30年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第82号	平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第83号	平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
議第84号	平成30年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）
請願第1号	主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求める請願書

**北川議長** おはようございます。定刻より約4分ほど早いと思いますけれども、皆さんおそろいなので、これより、平成30年12月、第4回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名です。会議規則、開会定足数に達しております。よって、第4回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時56分)

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話、スマホの電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害になる言動を慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、よろしくようお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、今村恵美子君、1番、中島政幸君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

**議 員** 異議なし。

**北川議長** ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より19日までの14日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2、第3項の規定により、平成30年8月から10月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されておりますから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会の説明員としてお手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第4、諸般の報告として議長公務報告を行います。

議長公務としての報告事項はお手元に配付されているとおりですので、ご了承ください。

日程第5、諸般の報告として委員会報告を行います。

議会広報常任委員会の報告をお願いいたします。村岸議会広報常任委員会委員長、報告願います。

村岸議会広報

常任委員長 議長。

北川議長 村岸議員。

村岸議会広報

常任委員長 おはようございます。それでは広報常任委員会報告をいたします。

さる平成30年9月11日、予算決算常任委員会終了後、第1回目の議会広報常任委員会を開催し、議会だより第75号の発行日の確認及び委員会の閉会中の継続審査等の申し出について審議いたしました。9月26日、定例会終了後、第2回目の編集委員会を開催し、ページ数や役割分担などの確認を行いました。

10月16日に第3回目の編集委員会を開催し、表紙の写真や記事のレイアウト、誤字脱字のチェックなどの確認を行いました。

10月22日に第4回目の編集委員会を開催し、読みやすい文書になっているか、写真の配置や記事との整合性の確認を行いました。

10月31日に第5回目の編集委員会を開催し、写真の確認と、全てのページの最終チェックを行い、11月9日に全戸配付をさせていただきました。また、裏表紙のがんばってま〜すコーナーのインタビューにご協力いただきました、ご兄妹の辻昇成さんと辻実佑さんには、大変ありがとうございました。

以上で、議会広報常任委員会報告を終わります。

北川議長 ご苦労さまでした。

これで、委員会報告を終わります。

日程第6、議第73号民事訴訟の提起についてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、改めましておはようございます。提案説明の前に、一言御礼を申し上げます。

本日、平成30年第4回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。また、皆様方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。

さて、今期定例会には条例改正3件、平成30年度豊郷町一般会計補正予算ならびに各特別会計及び事業会計補正予算案件6件、その他議案3件の計12件の議案を提案させていただいております。

それでは、議第73号民事訴訟の提起についてご説明申し上げます。

議第73号の民事訴訟の提起につきましては、11月13日の臨時議会で議決をいただきましたが、記載の訂正、図面の添付が必要であることが判明したため、再度、所有権移転登記にかかる手続の訴えを提起するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第73号の討論に入ります。討論はありますか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第73号民事訴訟の提起についてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員賛成であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続いて日程第7、議第74号湖東広域衛生管理組合規約の変更および財産処分につき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第74号湖東広域衛生管理組合規約の変更および財産処分につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

湖東広域衛生管理組合では、平成12年4月1日より可燃ごみ及び廃乾電池の処分を行う施設の設置、運営及び管理に関する事務を関係市町の区域内（東近江市については平成17年2月11日、合併前の愛東町及び湖東町の区域に限る）において行ってまいりました。しかしながら、東近江市については平成31年度より当該事務を湖東広域衛生管理組合より脱退し、中部清掃組合に編入されるため、湖東広域衛生管理組合が共同処理する事務の区域から外れることとなりました。よって、湖東広域衛生管理組合規約第3条、別表中、共同処理する事務の区域を一部変更するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 議長。

北川議長 今村議員。

今村議員 議第74号湖東広域衛生管理組合規約の変更および財産処分についての議案に対しまして、この規約の別表第3条関係、共同処理する事務の(1)一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬及び処分ならびに可燃ごみ及び廃乾電池の処分を行う施設の設置・運営及び管理に関する事務というのが、この共同処理する事務の区域として関係市町の区域内、東近江市については平成17年2月11日合併前の愛東町及び湖東町の区域に限る、ただし、可燃ごみ及び廃乾電池の処分を行う施設の設置・運営及び管理に関する事務については東近江市を除く区域内ということで、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬処分について、現在、愛東町及び湖東町の区域では、何戸、戸数として当組合から収集・処分の事務が行われているのでしょうか。

この収集・処分というのは、1件でも残っていただらずとやり続けるのか、どういう方向で組合としては考えておられるのか、その方向と今の現状とを教えてください。

以上です。

住民生活課長 議長。

北川議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

し尿及び浄化槽汚泥の収集等についてですけれども、湖東町及び愛東町の部分、何戸かというのは、具体的な数字は現在持ち合わせておりませんので、また後ほどお知らせの方はさせていただきたいと思いますが、今回は、ごみ処理の方が来年の4月から脱退ということになっておりまして、し尿及び浄化槽汚泥の収集の方につきましては1年おくれで、平成32年の4月から脱退の方向で、現在のところ協議をさせてもらっております。そして、旧湖東町、愛東町の方につきましては、東近江市の区域につきましては八日市布引ライフ組合の方へ編入されますので、そちらの方の区域の方が1件でも残っている場合でも布引ライフの方に編入されますので、湖東広域の方からは完全に、平成32年4月1日からは脱退ということになります。

以上でございます。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、湖東広域衛生管理組合規約の変更および財産処分につき議決を求めることについてを文教民生常任委員会に付託をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

北川議長 異議なしと認めます。よって、議第74号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第8 議第75号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第75号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例に基づき、湖東定住自立圏形成協定を変更することにつき議会の議決を求めるもので、彦根市と締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定において、「（仮称）多賀スマートインターチェンジの整備」を追加するものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい、12番。

北川議長 今村議員。

今村議員 議第75号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについての議案に対しまして、この協定書の中ですけれども、自立圏の甲が彦根市で、乙が豊郷町という形になってるんですけども、乙、豊郷町の役割ということで、この第3条の第2号に次のように加えるというところでは、ウ、乙の役割（仮称）多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した観光活動などの地域振興策に連携して取り組むと書いてあります。また、その次のページで、議案、協定書変更概要書というのが別添でついておりますが、この変更案の中で一番後ろのページに、ウで乙の役割と、先ほどのことがずっと書かれておりますが、（仮称）多賀スマートインターチェンジの建設促進や、インターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した観光開発などの地域振興策に連携して取り組むと

書いてあります。また、その次のページで、議案、協定書変更概要書というのが別添でついておりますが、この変更案の中で、一番うしろのページにウで、乙の役割と、先ほどのことがずっと書かれておりますが、（仮称）多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図るとともに、インターチェンジを活用した観光開発など、地域振興策に連携して取り組むという形であるんですが、これで豊郷町が、この道路建設整備促進、アクセス道路の促進を図るところでは、この多賀のスマートインターができた場合に関係する町内のアクセス、道路、多賀インターからずっと、敏満寺からこっちに来る道の中で、どういうところがこの対象になって、道路整備が必要と考えているのか、これは連携して取り組むのですから、うちはしないよという話にはならないような中身になっていますが、どういう構想を持っているのか説明をお願いします。

企画振興課長 議長。

北川議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまの議案のウの乙の役割の部分におきまして、スマートインターチェンジの建設促進、アクセス道路の整備促進、また、インターチェンジを活用した観光開発などの地域関連施策ということで、連携して取り組むというものでございます。

スマートインターそのもの及びアクセス道路の整備につきましては、多賀町を主体として整備されますので、それにつきまして、豊郷町としましても、協力できる部分があれば協力していくという内容になっております。

また、観光開発につきましては、今現在、湖東定住自立圏の協議会の中に観光振興部会というものがございますので、その中で今後の観光振興について、部会で検討されていくということになっております。

以上です。

今村議員 議長。

北川議長 今村議員。

今村議員 それでは今、課長が豊郷町もアクセス道路のそういう整備に関しては協力するという事はやりますということですが、多賀からこっちの方に向けてくる場合に、県道もあります、あと、町道関係がありますが、町外の場合だったら、県道は負担割合がやってくるというのはわかるんですが、もし、多賀からその周辺、定住自立圏全体のアクセスを考える場合に、全体でその負担を割るのか、それとも町道関係のアクセス道路だけが町の負担になるのか、

その計画は定住自立圏で、1市4町で計画は進めているわけですから、どういう構想でこれを、多賀のスマートインターをつくって、そういうアクセス道路の整備と、国が今非常に、そういう、地方の公共事業をどんどんやれというような感じの、安倍政権はそういう方針ですけれども、これから人口減少社会に向けて、道路は、どんどん道路整備にお金をかけるというのも、町民の皆さんの貴重な税金で、こういった公共事業は運営されていくわけですから、どういうことを、これを出すことで県とともに協議をしているのか、その辺をもうちょっと、議案としては協力します、連携しますって書き込んでいるんですけど、今の時点では、具体的なそういうことも県とは協議をしているんじゃないかなと思いますが、ちょっと説明してください。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 それでは12番、今村議員さんの再質疑にお答えいたします。

連携してやっていくというのは、絶えず定住の中でやっておりまして、今後、豊郷町として整備していかなければならないというのは安食西から甲良町の池寺にかけての、甲良町、豊郷町の町道の整備でございます。これは今、計画はございませんけれども、平成34年計画というような両町での計画が上がっておりまして、それとまた、ご存じのように8号線バイパスも、豊郷町の雨降野の下ぐらいが2路線、そして現在、8号線の拡幅という3路線が今提示されておりまして、その、雨降野の下ぐらいになってきますと、その連結というのか、交通網の整備もございますので、今のところ、この定住の中で多賀のスマートインターチェンジにかかわる交通網の整備は安食西さん、ちょうど今計画がありますのは、阿自岐神社の北側からバイパスがありまして、そしてずっと甲良町に行く、あの道路の整備が計画に載ってくるだろうと思っております。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、彦根市と提携した定住自立圏形成拠点を変更することにつき議決を求めることについてを総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

北川議長 異議なしと認めます。

よって、議第75号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第9、議第76号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。  
町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第76号豊郷町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、豊郷町税条例第70条の固定資産税の納期前の納付についての第2項を削除するものでございます。第70条第2項の固定資産税の前納報奨金について、この制度は戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況のもとで、税の早期確保や納税意識の向上を図る目的として全国の自治体で導入されましたが、近年の社会経済状況の変化、自主納税の向上、口座振替の普及により全国的にも多くの市町村が廃止しております。また、滋賀県下において豊郷町のみが継続している状況であり、本町におきましても金融機関の窓口納付、コンビニ納付、または口座振替の期限内納付などの自主納付が浸透し、制度創設当初の目的がおおむね達成されたと判断しましたことから廃止するものでございます。なお、この改正は平成31年4月1日から施行するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

西澤博一議員 議長。

北川議長 西澤議員。

西澤博一議員 議第76号豊郷町税条例の一部を改正する条例案についてお尋ねをしたいと思います。

先ほどお手元に、全国の固定資産税の報奨金の、やっておられるところが、平成29年度で136件ということであります。私の調べたところでは、また30年度も多くの市町村が廃止をしているということをお聞きしております。その上でお聞きしたいんですけども、まず、私どもの町は平成29年度の決算では271万7,460円の報奨をされているところでございます。また、固定資産税の現年度の収入未決済額が386万8,000円とあります。また、滞納についても約1,027万円あります。そういうことから考えまして、まず1点目なんですけども、廃止するにあって、近隣において、今、報奨を廃止されている市町村では滞納者はあるのか、まずそれが1点目です。

次に2点目、この条例が可決された場合、制度の廃止により生じる財源は、町民のサービス向上に活用してはどうかと思います。

3点目、資力のある納税者からの納税方法の均衡が保てない、他の税目との交渉を確保する必要があるのではないかと思います。その点について答弁を求めます。

**税務課長** 議長。

**北川議長** 西山税務課長。

**税務課長** 西澤議員の質疑にお答えさせていただきます。

この廃止に伴い、近隣の市町村において滞納はあるのかということでございますが、制度廃止に伴い、近隣市町での報奨金、前納から分納に減少した率が約18%減っております。この状況で当町において、早期確保の観点から申しますと約4,000万円の影響額がございます。

2点目の前納報奨金の還元分に関する使いみちについてでございますが、前納報奨金については毎年約270万円支払っております。この報奨金の金額については地方財政全般が潤うものであり、今後さまざまな事業に還元されればと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

3点目ですけれども、この前納報奨金の、優遇されている方でございますが、当初、創設以来60年以降たっております。この制度については納税意識の向上を図る目的において創設されましたが、この制度を継続することに対しまして、納税者に対する公平性を欠くことかと考えますので、廃止についてご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

**西澤博一議員** 議長。

**北川議長** 西澤議員。

**西澤博一議員** まず、2点目の制度の廃止になった場合ですけれども、これは財政の関係だと思いますので、町長か総務課長にお聞きしたいんですけども、万が一これが可決した場合、報奨金については何らかの形で対応されるかお聞きしたいと思います。

例えば、若い人が新築の住宅を購入したと。それについての減額、一定期間、仮に2年から3年行うというの也有ります。または、今、隣保館で子ども食堂が、ボランティアの方々が米とか野菜を持ち寄ってやっけていただいております。またこれから、豊郷町の将来を担う子どもたちの勉学のためにも、大学入試を目指しておられる方々もおられます。そういうような方の支援等があるでないかなと思っております。しかし、そういうふうなことについては行政が決めることですので、一応、例としてそういうようなことを述べ

させていただいたわけですが、その点について、今後どういうふうを考えておられるのかお聞きしたいと思います。

もう1点ですが、やはり滞納者についてですが、やはりいろいろな方が、やはり税金、個々の方が納めておられます。しかし、滞納者についてはやはりこれからも厳しく対応する必要があるのではないかと思いますけども、その点についての答弁をお願いしたいと思います。いずれにしろ、るる申し上げましたけども、全国的に、この前納報奨金の条例は、今、町長から説明のありましたように、全国的には廃止の方向に向かっております。戦後混乱期の昭和25年にそういうようなことが、財政を保たなければならないということでやられた条例だとお聞きしておりますので、戦後70年過ぎましたので、やはりこれは廃止の方に向かった方がええのかなと、私自身は思います。個々の議員の方はどう思っておられるかわかりませんが、そういういろいろな声につきまして、もう一度答弁を願います。

**伊藤町長** 議長。

**北川議長** 伊藤町長。

**伊藤町長** 7番、西澤議員さんの再質疑にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおりに、税の公平性の観点からいけば廃止をするのは当然だと思います。おっしゃったように、戦後の混乱期中で、いかにして年度当初に財源を確保するかという、そういう意味が最大限あったのではないかなと、このように思っております。それで270万円が浮いてくるという考えですけれども、議員おっしゃった、絶えず住民の皆さん方へのサービス向上のためにご提言もいただいております。これはまたいろいろな中で、それぞれ新年度予算の反映もしていくことと思っておりますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

そして滞納整理につきましては、これは県と、そしてこの1市4町でしっかりやっておりますし、年々滞納の解消にもつながっております。しかしながら、なかなか応じていただけない方にはしっかりと差し押さえ等もやって、これからもまいりたいと思っておりますので、その点もご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**北川議長** ほかに質疑はありませんか。

**今村議員** 議長。

**北川議長** 今村議員。

**今村議員** それでは、議第76号豊郷町税条例の一部を改正する条例案につきまして、同僚議員の西澤議員の方からは、この廃止は当然だというような、そういった

意見も出ておりますが、この制度は戦後のシャープ勧告を受けて、地方財政の、図っていくという中で、納税意識も高めて、そういう、できてきたという制度ですけれども、そういった中で、全国でこれを廃止する自治体が多い原因は何かと調べていきましたら、やはり地方財政、自治体財政に対してやはり、報奨金というのが財政を圧迫していくみたいな形で減らしていったという経緯が、自主財源の確保という形でできてきて、今廃止が進んできている経過があるんじゃないかなと思います。それでもこれ、担当課が調べた中では、平成29年度で全国1,718自治体の中で136件の自治体では継続してきたと、うちも継続してきましたし、やってきました。

それを踏まえて私は、先ほど西澤議員から29年度の実績はちょっと説明がありました。本年30年度も、4月の時点でこの前納報奨金は支払われました。4月か、課税のときの、何月やったかな、支払われていますので、まず、30年度の実績をお聞きしたいと思います。固定資産税の、町の税務課における固定資産税の課税件数が1点目。

それからこの前納報奨金、一括払いをされた件数と、それからこの金額、今年度は何万円だったのか。そして固定資産税の当初予算での課税金額、予算にある金額との割合で、前納報奨金で前納した人はその中の何割あるのか、その3点をお聞きしたいと思います。

そして、町長も課長も当初の目的は達成したと言われましたが、この豊郷町において、固定資産税の前納報奨金をする意義というのは、私はまだ十分にあると思っていますが、もう、豊郷で必要ないというふうにお考えなんですか。町財政から見れば、豊郷は県下の中で基金の積立額が19市町の中で一番多い、比率的に多くて公債費比率は県下一低いと、借金が少ないという町で、納税意欲を高める施策として、この制度が町民皆さんに対して納税意欲の高揚に寄与しているというふうにはお考えにならないでしょうか。

滞納は当然、どこの自治体でも出てきます。払いたくても払えない、そういった人たちも、どこの自治体にもいます。だから滞納は当然あるんですが、でも、払おうという人たちに対して、分納じゃなくて一括で払ってもらったら、これだけちょっと差し引きますよと。前回、こういう提案があったときに、うちの最高額5万円が、報奨金の率が、金額が高過ぎると、全国でもそれを二万、三万に減らしているところもありますし、率も減らしているところもあります。でも、ほんのわずかですけど、それをもらえるということで、ああ、一括に払おうかなと頑張ってはる人が豊郷は多いんじゃないかなというふうに思いますが、そういう町民意識に対してどのようにお考えになっているのか、執行部の

説明を求めます。

税務課長 議長。

北川議長 西山税務課長。

税務課長 今村恵美子議員の質疑に対してお答えいたします。

平成30年度固定資産税の前納報奨金の額につきましては279万5,940円でございます。課税部分の3,272件中2,045件ということで、62.5%となっております。

続きまして、意義でございますが、前納報奨金、もう終わったというか廃止をする意義でございますが、先ほども申しました口座振替率でございます。これが固定資産税47.2%、コンビニ収納率4.8%、残りが金融機関と豊郷町の窓口の収納となっております。こういうことから、収納部分について、報奨金があるから頑張ってお納しているというわけでもございませんので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

北川議長 ほかに。

今村議員 議長。

北川議長 今村議員。

今村議員 今、課長の答弁では、報奨金があるから頑張ってお納しているわけじゃないというふうに判断しているというお話でしたが、30年の実績ね、先ほど課税件数と前納件数が、約6割強の人たちがこの前納報奨金を受け取っているということですが、その1件当たりの前納報奨金の平均単価は、平均で1件当たり1,370円、計算すると。それって、今、年金も下がり物価は上がり、消費税をまた上げようという時代に、税金をちゃんとおさめようと思って、若干でも、ほんとうに若干ですよ。これは高い人ももうちょっと、平均やからもっと低い人もいると思うんです。それでも、やはりそうしようと、ちょっとでも家計の節約になると思って納めてる人が62.5%いらっしやると。こういう町民の財政状況の中で、収納の方法も変わってきてるから、今からそういう必要性はないんやということ、執行部の、課長はそうおっしゃっていますが、今の時代だからこそ、豊郷町では県下の自治体ほか、みんな廃止しても、町民の皆さんの納税意識を高める立場として、また、生活を応援する立場として引き続きこれは実施をしていくということが、279万5,000円、30年度で。あの町の財政の使いみちからいって、この279万5,000円支出しなかったら、これで町の財政もっと潤って、いろいろな施策に回せると、先ほど西澤議員おっしゃいましたけれども、町の財政、財政調整基金含めて町の基金高考えたら、こういうことで町民のサービスを低下させるような考え方というのは本

未転倒ではないかと、非常に残念な感じがするんですけども、町財政から見て十分に可能な前納報奨金だと思いますが、この点についてどのように考えているのか、町長でも課長でも答弁してください。

税務課長 議長。

北川議長 西山税務課長。

税務課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

こちらの方で前納報奨金を支払っている方の所得階層をお調べいたしました。低所得者の方、100万円以下の所得の方が、前納報奨金を使っておられる方になりますけども、約2割でございます。あとの残りの8割については資力のある方という形に、データ的に出ていますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、豊郷町税条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託をたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

北川議長 異議なしと認めます。よって、議第76号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第10、議第77号豊郷町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第77号豊郷町特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

人生100年時代といわれる時代であって、健康づくりを進める上で、スポーツの力は大変重要なものであり、スポーツ推進委員の活躍の場は今後ますます増加するものと考えます。そうした中、豊郷町ではスポーツ推進委員の皆さんが毎月定例会を開催し、町や体育協会の取り組みについても核となって協力いただくなど、推進委員の活動や主催のイベント実施などについても高い評価を受けられるなど、町のスポーツ振興に尽力いただいております。しかし、こ

のように活動していただいている状態にあるものの、県下の他市町と比べて報酬額が低いことから、一定、是正をさせていただきたいと考えるところであります。このことからスポーツ推進委員の報酬額を、現行の年額2万2,000円を年額4万2,000円に改正したく条例の一部を改正しようとするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川議長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員　議長。

北川議長　今村議員。

今村議員　では、質疑です。今、町長提案の中で、近隣市町に比べてスポーツ推進委員の報酬が少ないということで、引き上げの費用弁償の提案がされておりますが、この近隣でいうと、愛荘、甲良、多賀、また彦根市、町レベルでいうと6町、それぞれどれだけ年額でスポーツ推進委員に報酬を出しているのか、実施状況を説明していただけますか。

社会教育課長　議長。

北川議長　岡村社会教育課長。

社会教育課長　今村議員のご質疑にお答えいたします。

近隣市町の報酬額が幾らということなんですけれども、まず、近隣の愛荘町につきましてもは年額5万円となっております。甲良町は年額2万5,000円、多賀町が日額で5,500円となっております。また、他の町なんですけれども、日野町は年額6万円、竜王町が日額5,000円となっております。

以上です。

今村議員　議長。

北川議長　今村議員。

今村議員　彦根市は言わなかったね。彦根市は言わなかったんやけど、今、町段階は6町のうちの5町は言うていただきましたですよ。この豊郷のスポーツ推進委員が現行2万2,000円、甲良町も2万5,000円で少ない、ほかの自治体の状況から見ると少ないと思いますが、今、スポーツ推進委員の方たちは年間何日いろいろな行事に参加していただいて、私、この日額制と年額制とあるというのは、参加状況によって、参加した人には日額で費用弁償的に出しておられるのかなと思うんですが、年額と日額で、豊郷は年額で4万2,000円に引き上げるとい話ですが、多賀とか竜王、日額で5,500円か5,000円という説明もありましたが、豊郷の状況としてはスポーツ推進委員の方が出ただけの日数は年間何日で、平均的に何……、出れないときも当然あると思うから、どのくらいそうやってしていただけているのか、実費弁償的には私は、

報酬として費用弁償は出すべきだと思っているんですが、年額で決めた方がいいのか、日額で決めた方がいいのかという論議はどういうふうにあったのかについてちょっと説明してください。

社会教育課長 議長。

北川議長 岡村社会教育課長。

社会教育課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

まず、日額が年額かにつきましての議論なんですけれども、日額でありますと、確かに出勤回数に合わせまして支払いますので、平等であるかなというふうには思うんですけれども、スポーツ推進委員さんの職務におきましては、地域に出て住民さんとの交流等も含まれると思います。そちらにつきましては、独自で出ておられるものもございますので、これに出られたから報酬に当たるか当たらないかという判断がこちらの方にも難しいと思われまして、スポーツ推進委員さんにつきましては、1年を通して活動されることから年額の方がふさわしいと考えております。

また、どのぐらい回数出ておられるかということなんですけれども、スポーツ推進委員さん、昨年度で申し上げますと定例会が12回出ておられます。また、自己研さんの研修といたしまして年4回出ておられます。あと、体育協会の主催されますナイターグラウンドゴルフ大会と健康フェスティバル、春秋のソフトボール大会等がございます。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、豊郷町特別職の職員の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

北川議長 異議なしと認めます。よって、議第77号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第11、議第78号豊郷町営住宅整備事業基金条例案等を廃止する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第78号豊郷町営住宅整備事業基金条例案等を廃止する条例案についてご説明申し上げます。

昨年度、豊郷町公共施設等総合管理基金を新設したところですが、これに伴いインフラ及び公共建築物にかかる公共施設等総合管理基金の内容と重複する豊郷町営住宅整備基金、豊郷町学校教育施設整備基金、豊栄のさと管理基金につきまして廃止をするものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい、12番。

北川議長 今村議員。

今村議員 それでは議第78号につきまして、町長の方から町営住宅整備事業基金条例、また豊栄のさと管理基金条例、豊郷町学校施設整備基金条例、3つを廃止して1つに統合するというお話ですが、うちの基金の条例の中で、こういった建設、そういった施設整備、こういった基金条例があったわけですが、これを一括して公共施設等の、新しくできたところに入れ込むということでは、各施設の維持管理、また、今は施設、もう、50年、100年使おうという時代になってきていますが、整備計画とか、そういった長寿命化の公共施設の維持管理ということは、町としては今後どういう方向でそういった運用をしていくと、これは廃止して1つの基金条例にまとめますよというだけの提案なんですけど、今後の方向として、豊郷町の公共施設、小学校、中学校、豊栄のさと、そして隣保館や、いろいろ公共施設ありますよね。そういうことを計画的に長寿命化をしていくということが、今回私も、一般質問でもそういう問題も提起していますが、基金を適正かつまたは運用していくというためには、町としてはどう考えているのか、その辺の方向性を説明していただきたいのと、それと基金、これには書いていませんが、豊郷の土地開発基金というのは、町の、全く運用されず、ずっと、いずれは廃止しますという中で放ったらかしに今日まで来ているんですけど、そういった、やはり基金の整備というのも大事だと思うんですけど、そういったこともどのように考えておられるのか、町の見解をお願いいたします。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、それぞれの公共施設の廃止に伴いまして、今後の方向性ということで

ございますけども、先ほど、町長の提案理由にもございましたとおり、それぞれ重複する部分で一括してという部分でございますが、今後において、いろいろな現状の施設を維持管理する場合には多大な財源費用等を伴うことも予想され、それぞれの基金でばらばらに掌握するよりも統一的に掌握し、今後の公共施設等の長寿命化、更新整備計画等について一括して計画的に行うために統合するということでございますので、やはりばらばらな部分については、計画性を持った意味では、統合した方がより計画性が持てると思いますか、長寿命化更新整備についてはうまくはかどるのではないかなということを考えておるところでございます。

それと、いろいろな基金に対する目的の部分をお願いいただきましたが、それについては必要性があれば基金の運営をしていくわけでございますし、また、今後の内容精査をしていく必要は、また今後その時点になりましたら、考えたというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

北川議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、豊郷町営住宅整備事業基金条例案を廃止する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

北川議長 異議なしと認めます。よって、議第78号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第12、議第79号平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）から、日程第17、議第84号平成30年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第79号、平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）及び議第80号平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、議第84号平成30年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）までの各会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

まず、議第79号平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億7,289万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を46億2,007万円とするものでございます。歳入では国庫支出金1,252万円、県支出金3,144万6,000円、寄附金3,000万円、繰入金4億296万6,000円、諸収入146万円を追加し、町債550万円を減額するものであります。

次に、歳出では議会費41万7,000円、総務費1億6,644万2,000円、民生費3,104万6,000円、衛生費290万3,000円、農林水産業費3,456万9,000円、消防費11万2,000円、教育費759万円、交際費2億3,663万5,000円を追加し、土木費682万2,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では8ページ、款13国庫支出金、民生費国庫負担金1,252万円の増額につきましては、民生費にかかる国庫負担金の増額によるものでございます。

9ページ、款14県支出金、農林水産業費県補助金3,429万6,000円の増額につきましては、経営体育成支援事業費補助金等によるものでございます。款16寄附金、総務費寄附金につきましてはふるさと納税によるものであります。

次に、款17繰入金、財政調整基金繰入金では今回の補正予算に伴います財源調整におきまして4,922万6,000円の繰り入れを行うものであります。また、10ページ、町営住宅整備事業基金繰入金1億79万7,000円、学校教育施設整備基金繰入金1,630万8,000円につきましては、基金の廃止に伴う繰り入れによるものです。また、減債基金繰入金2億3,663万5,000円は、繰り上げ償還の財源として繰り入れを行うものであります。

次に、歳出では12ページ款2総務費、項1総務管理費、目10地域づくり推進事業費、節12役務費1,840万4,000円、節25積立金3,000万円はふるさと納税にかかる経費積み立てによるものであります。目53公共施設等総合管理基金費、節25積立金1億1,710万6,000円は基金の創設に伴う積み立てによるものであります。

13ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目12障害福祉費2,237万3,000円の増額につきましては扶助費等によるものであり、15ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金補助金及び交付金は、経営体育成支援融資主体型事業費補助金等によるものであります。

款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、節 1 3 委託費用 1, 1 1 0 万 3, 0 0 0 円は地籍調査委託料の減額によるものであり、1 7 ページ、款 1 1 公債費、項 1 公債費、目 1 元金、2 3 償還金、利子及び割引料 2 億 3, 6 6 3 万 5, 0 0 0 円は繰上償還元金を計上したところであります。

次に、議第 8 0 号平成 3 0 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 3 6 万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 8 億 8, 7 3 6 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。歳入では県支出金 2 0 6 万 2, 0 0 0 円、繰入金 1 2 9 万 8, 0 0 0 円を追加するものであり、次に歳出では総務費 1 1 9 万 3, 0 0 0 円、保険給付費 1 9 2 万 5, 0 0 0 円、保険事業費 2 4 万 2, 0 0 0 円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では 5 ページ、款 3 県支出金、甲 1 県補助金 2 0 6 万 2, 0 0 0 円の増額につきましては、一般被保険者療養費支払事業負担金の増加に伴う普通交付金の増及びシステム改修費追加補正に伴います特別交付金の増によるものであり、また、款 5 繰入金、項 1 一般会計繰入金 7 8 万 5, 0 0 0 円の増額につきましては、保険基盤安定保険者支援分、軽減分及び財産安定化支援事業の額の確定に伴うもの等によるものであります。項 2 基金繰入金 5 1 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、出産育児一時金の不足分及び保険基盤安定保険者支援分及び軽減分の額の確定に伴います不足分の取り崩しによる増となっております。

次に、歳出では 7 ページ款 1 総務費、項 1 総務管理費 1 0 2 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、被保険者証及び高齢受給者証の一体化に伴いますシステム改修費等でございます。款 2 保険給付費、項 1 療養諸費 1 0 8 万 5, 0 0 0 円及び項 4 出産育児諸費 8 4 万円の増額につきましては、現在までの給付実績を踏まえ、平成 3 0 年度見込み額の算出によるものであります。

また、款 5 保険事業費、項 2 特定健康審査等事業費 2 4 万 2, 0 0 0 円の増額につきましては、現在までの受診実績を踏まえ、平成 3 0 年度見込みの算出によるものであります。

次に、議第 8 1 号平成 3 0 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 3 6 3 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算総額を 3 億 3, 8 9 6 万 3, 0 0 0 円とするものであります。歳入の内訳では繰越金を 1, 2 3 9 万 3, 0 0 0 円増額し、雑入を 1 2 4 万 2, 0 0 0 円とするものであります。歳出の内訳は総務管理費 1, 3 5 9 万円、

公共下水道事業費 4 万 5, 0 0 0 円を増額するものであり、主な内容として、歳入では平成 2 9 年度決算に基づく繰越金の増額及び消費税の確定申告に伴う消費税還付金を受け入れ、歳出では地財法第 7 条に基づく余剰金の積立及び計量法に基づく下水道認定メーターの交換を行うものであります。

次に、議第 8 2 号、平成 3 0 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5, 1 2 5 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 7 億 2, 7 6 8 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。歳入では国庫支出金 2, 2 8 8 万円、支払基金交付金 1, 3 8 4 万 1, 0 0 0 円、県支出金 8 1 2 万 8, 0 0 0 円、繰入金 6 4 0 万 9, 0 0 0 円を追加するものであります。次に、歳出では保険給付費 5, 1 2 5 万 8, 0 0 0 円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では 5 ページから 6 ページにかへまして、款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金 8 5 3 万 5, 0 0 0 円、款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金 1, 3 8 4 万 1, 0 0 0 円、款 5 県支出金、項 1 県負担金 8 1 2 万 8, 0 0 0 円、款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金 6 4 0 万 9, 0 0 0 円の増額につきましては、保険給付費の増額に伴います、それぞれ負担金の増額でございます。また、5 ページ、款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金 1, 4 3 4 万 5, 0 0 0 円の増額につきましては、平成 3 0 年度調整交付金の額の確定に伴うものであります。

次に、歳出では 7 ページから 8 ページにかへまして、款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費 5, 1 3 8 万 9, 0 0 0 円の増額、項 2 介護予防サービス等諸費 3 0 5 万 4, 0 0 0 円の増額、項 3 その他諸費 3 万 8, 0 0 0 円の増額、項 4 高額介護サービス等費 1 5 8 万 6, 0 0 0 円の増額、項 6 特定入所者介護サービス等費 1 2 9 万 9, 0 0 0 円の増額につきましては、各給付費等の現在までの実績に伴います平成 3 0 年度見込み額の算出によるものであります。

次に、議第 8 3 号平成 3 0 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 0 3 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 6, 4 0 6 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。歳入では繰入金 2 0 3 万 5, 0 0 0 円を減額するものであり、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金 2 0 3 万 5, 0 0 0 円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入、5 ページ、款 4 繰入金、項 1

一般会計繰入金 203万5,000円の減額及び、歳出、6ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付、項1後期高齢者医療広域連合納付金 203万5,000円の減額につきましては、歳入歳出ともに保険基盤安定事業の額の確定によるものでございます。

次に、議第84号平成30年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第2条記載の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入額 115万7,000円を増額し、収入総額を 2億1,152万6,000円、既定の歳出額 2,749万円を増額し、支出総額を 2億9,008万6,000円とするものであります。第3条記載の資本的支出の予定額は、既定の支出額 190万5,000円を増額し、支出総額を 1億1,836万円とするものであります。

収益収入の内訳では営業外収益 115万7,000円を増額し、支出の内訳は営業費用 217万7,000円、特別損失 2,531万3,000円を増額するものであります。資本的支出の内訳では、建設改良費 190万5,000円を増額するものであります。主な内容は職員人件費にかかる共済費及び消火栓等の修繕費用に伴う他会計補助金を増額し、支出では各浄水場における計装機器等の部品取りかえ、修繕、施設利用権の再評価に伴う平成30年度分減価償却費の増額ならび過年度損益修正損の増額をして、貸借対照表上の資産修正を行うものであります。また、機器更新工事契約完了に基づく排水管整備改良費を減額し、給水契約の申込み及び水質管理に基づく排水管のループ化に伴う排水管施設工事測量設計を行うものであります。第4条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費 1,957万6,000円とし、第5条の他会計からの補助金については、職員給与費相当額を 1,957万6,000円と定めております。

以上、各会計の補正予算の概要を申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、議第79号平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）、9ページならびに15ページの経営体育成支援事業補助金について質疑をいたします。

まず最初、9ページの収入で3,875万円、15ページで同額が予算化をされていますが、9ページの事業名が経営体育成支援事業補助金となっております。

す。15ページでは経営体育成支援融資主体型事業補助金となっています。9月決算議会でもありましたが、収入の部と支出の部で事業名が違っているのですが、なぜなのか、説明をお願いいたします。9月議会と同じことです、説明をお願いいたします。

次に、全員協議会で担当課長の方から3点ご発言がありました。1つは、「この事業については要綱らしい要綱がない」との発言がありました。2つ目が、「この事業には上限がありません」との発言がありました。3つ目は、「とりあえず予算化をしておいてほしいとの要請があったので上げました」と、間違いないですね、そういう趣旨の発言がありました。そこで質問をいたします。

要綱らしい要綱がない、というのはどういう意味なのかわかりません。ほんとうに要綱がないのかどうか、なかったのか、あるのか、意味も含めてご説明をお願いいたします。ゆっくり質疑をいたします。よろしいですか。いいですか、今の1点目。

2点目です。それでは、要綱らしい要綱がないとすれば、何を根拠にして、何に基づいて今回の補正予算を計上されたのですか。説明をお願いいたします。

3点目です。この事業には上限がないとのことでありましたが、その上限がないというのは事業実施主体の上限がないのか、それとも国からの補助金についての上限がないという意味なのか、「上限がない」とおっしゃったその上限とは何を指すのかご説明をお願いいたします。

4点目です。全員協議会では、補助率は共済保険に入っていれば2分の1、入っていない場合は補助率が10分の4との説明であったと思いますが、その点で、補助率について間違いがないかどうか確認をさせてください。これで合っているのかどうか。

5点目です。先ほどの補助率で逆算すれば、補助金が3,387万5,000円ぐらいだとすると、2分の1ですと、おおよそ倍になって6,700万円くらい、中には課長の説明の10分の4もあるとすると、大方、総事業費は7,000万円ぐらいになると計算できるんですが、支出では、収入と同じ額しか予算化をされていません。つまりこれは、補助金をそのまま事業主の方に丸投げをするトンネル予算なのか、町としての上積みはないということなのか説明を、この5点について明確な答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の質疑にお答えをいたします。

まず、1点目の歳入と歳出の補助事業の名前が違うのではないかとということ

ですけれども、歳入では経営体育成支援事業の、今回、台風被害の経営体支援事業の中で災害用の補助金の発動ということで経営体育成支援事業ということになっております。そして15ページの経営体育成支援融資主体型とついておりますのは、この経営体育成事業につきましては、まず事業費の融資の残に対しまして補助が行われるものでございますので、もともと経営体育成支援融資主体型事業となっておりますので、歳入と歳出につきまして事業名が若干異なることとなっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、全協の中で「要綱らしい要綱がない」という発言があったということなんですけれども、僕の全協の中の説明の中で、この要望調査に対して国からの、1回説明はありましたが、それ以降の説明はないというふうに僕はお答えさせてもらったと思うので、別に要綱らしい要綱がないという発言は多分してないというように僕は思っております。

そして、要綱があるのかないのかということなんですけれども、もちろんこの要望調査に対しての要綱はございますので、ご理解願いたいと思っております。また、上限がないということなんですけれども、こちらの上限がないというのは、事業主体に対しての上限がありませんので、上限がないというふうにお答えさせていただきました。

あと、補助率についてですけれども、基本事業費の2分の1となっておりますが、園芸施設共済の対象となる施設に対しましては、共済加入の場合は共済金と合わせて、国費と合わせて2分の1が補助対象となっているのと、共済に未加入の場合は10分の4となります。

5点目の補助率の総事業費に対してですけれども、今回、総事業費は6,624万7,656円が総事業費でございます。そのうち、今回補正で上げさせていただいたのが3,387万5,000円でございます。議員のおっしゃったように、若干、補助率10分の4と2分の1に対して差があるのではないかとということなんですけれども、この事業の一部で追加的信用供与補助事業というのが別でありまして、そちらは、例えば高額融資を受ける場合に、例えば僕が融資を受けたとしたら、融資に対して保証を出してくれという、銀行からの申し出があった場合に、信用基金協会が保証元となるんですけれども、その保証料というのが発生する可能性があるということで、この保証料に対して国の方で補助事業が行われるということですので、2分の1と4分の1、これは180万8,400円が、この追加的信用供与補助事業を含めて計上させていただいておりますので、ご理解願いたいと思っております。町単としての補助の方はございません。

以上です。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 今の、説明があったけれども、それ以降ないということでしたので、私もインターネットで引き出しました。たくさんありました。とりあえず、3つ要綱らしきものを引き出してみました。例えば平成30年度被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について、農林水産省経営局長通知、11月22日というのがありますが、これは町の方にも当然届いていますよね。お持ちですか。では、これに基づいて質問をいたしますが、まず、名称が経営体育成支援融資主体型事業が正式名称なんだというお答えだったと思いますが、それは、これらのどこに書いてありますか。いや、経営体育成支援融資主体型事業が、これが正式名称なんだと今おっしゃったので、では、この通知が、国からの通知はみんな、被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について（平成30年台風第24号）と、見出しはみんなそうなんですよ、農水省経営局長の通知もそうなんですよ、これ、ざっと斜め読みしたのですが、今課長がおっしゃった経営体育成支援融資主体型事業補助というのが、私の見落としかもしれません、この中に出てきませんので、どこに出てくるのか教えてください。

それから上限がないと、これは、事業体には上限がないんだというお答えだったと思いますが、この経営局長通知を見ますと、助成対象者ごとの上限額は、1事業者300万円とすとなっていますが、上限がありますが、課長、これお読みなんですよ。課長は今上限がないとおっしゃったけど、この通知では助成対象者ごとの上限額は300万円とすと書かれています、どうなんですか。どうなんですか、お答えください。上限、あるんじゃないですか。助成、課長読んでおられるんですよ、もう一度読みましょうか、「助成対象者ごとの上限額は300万円とする」と書かれています。国の補助金に上限があるのではありませんか。

その次です。補助率、保険に入っていれば2分の1、入っていなければ10分の4、これで間違いがないという説明でありましたが、これらを読みますと、その他については10分の3と書かれていませんか。10分の4ではなしに10分の3と書かれていませんか。国の助成額の、国の助成措置は以下のとおりとすと。イで10分の3と書いています。このパンフレットにもこのパンフレットにも10分の3と書いています。課長は10分の4で間違いないとおっしゃった、どっちがどうなんですか。これ、みんな10分の3ですよ、そう書いていませんか。10分の4で間違いがないとおっしゃったんですが、回答をお願いします。

それから、2分の1については、説明では保険に入っている場合はまるまるその2分の1が補助がというような説明があったと思いますが、この通知を読みますとそうはなっていないんですね。国の助成金の額は、助成対象事業経費から支払共済金及び地方の支援措置を控除して得た額を上限とすると。つまり2分の1で2,000万円来るにしても、そのうちで、共済で100万円だったら1,900万円しか出しませんよということでしょう、課長の説明は2分の1まるまるというような説明でしたが、もう一度確認をします。この通知によればそういうことになりましたが、そういうことではないでしょうか。それから、市町村から被災証明を受けていることが助成対象の必須要件になっていますが、13件の方とお聞きしましたが、この13件の方には被災証明を発行されているのでしょうか。

最後に、一番重要だと思われることについて質疑をいたします。対象となるのが3つあるようでして、1つ目が施設の再建・修繕、2つ目が施設の撤去、それから3つ目が農業ハウス等の補強の取り組みと、この3種類あるんですね。まず13件のうち、この再建・修繕が何件で、撤去が何件で、ハウスの補強が何件か教えてください。先ほど、町としての上積みはしないと、ないんだとおっしゃいました。間違いありません、ところがです、先ほど、これらの施設の補助金を受ける場合の助成を受けるための主な要件、読み上げますが、「地方公共団体による予算の上乗せ措置または金融機関からの融資を受けていることが必須要件、再建・修繕の場合は。撤去の場合は、国の助成金の額以上を地方公共団体が助成をしていること、農業ハウス等の補強の場合は、金融機関からお金を借り入れていること、または地方公共団体の支援を受けている」となっています。つまり全協で説明のあった13件の方、上積みがないと、町が上積みをしなないということであれば、13件の方全て、この補助要件で補助をいただこうと思えば、金融機関からの借入証明が必要にありますが、そういう、13件の方は全て金融機関からの借り入れをされているのでしょうか、答弁をお願いします。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど申し上げていました「融資型」というのがどこに出てくるのかということですが、今回、経営体育成支援事業の中で、台風被害者向けの経営体育成支援事業が発動されてきて、そして、この事業に対しましての名称なんですけども、以前が、この経営体育成支援事業というのは融資を受けられた残額に

対して補助が受けられるものでしたので、このまま事業名、本町の事業名としては融資主体型というのをつけさせていただいているということでございます。

鈴木議員 だから、それがどこに書いてあるのかって聞いている。

産業振興課長 書いているのは、ここの台風21号の被災農業者向け経営体育成支援事業というのが、経営体育成支援事業の中でこのようなものが発動されましたので、別に融資型がどこに出ているのかというの、ちょっと議論がようわからんのですが、そういう事業です。

あと、300万円が上限ということで、おかしいのではないかとということですけども、ちょっと、見られているパンフレットが多分違うのではないかと思うんですけども、今回実施されます被災農業者向けの経営体育成支援事業につきましては上限がないというような説明を受けております。そして補助率につきましても、これも多分見ているパンフレットが違うと思うんですけども、今までの経営体育成支援事業は10分の3です、間違いありません。でも、今回発令されましたこの被災者農業者向けの経営体育成支援事業は……。

鈴木議員 書いてないかと聞いているんです。書いてあるかどうか聞いているんです。

産業振興課長 書いてないです。

10分の4、基本2分の1、2分の1というのは施設園芸等が入ってなくても、農業倉庫とかも被害を受けられた方がおられますので。

鈴木議員 上限上限。

産業振興課長 上限はありません。

鈴木議員 証拠見せようか。

産業振興課長 はい。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 先ほど鈴木議員さんの再質疑の中で、11月21日というお話だったと思うんですけど、そのときにはもう補正予算を締め切っておりますので、その後に出された問題ではないかと思うんです。そこらをちょっとまた一遍、委員会の中でしっかり、うちはうちの資料を見せさせていただいて議論をさせていただきたいと、説明もさせていただきたいと思います。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 そんなでたらめな答弁はありませんよ。私が聞いたのは、だから、経営体育成支援型事業とあるから、これ、どこに書いてありますかと聞いたら、わかりません、そんな答弁初めて聞きましたよ。提案した方が、この事業名がどこで

出てくるのかわからへん、それで予算を提案するというのが、これはもう言いようがないと思いますよ。わからないという答弁はないと思う。まだ間違っているんだったらいいんですよ、こちらとこちらで間違えていたというのは、それは人間あることですよ。そのことは私は何とも思わないんです。今、課長はわからないとおっしゃったんです。ほんならこの事業名はどこから出てきたのか、幻ですか、それとも課長が勝手につくらはったんですか。わからないというのは到底容認ができません。

それから、課長はこれを読んでいるとおっしゃったでしょ、書いてないとおっしゃったから、じゃあ、これ差し上げましょうか。何でそこでうんと言うの。あんたこれ読んだって言ったじゃない、言ったでしょ、今、先ほど、読みましたかって聞きましたら、読みましたって言ったじゃん。あなたに差し上げてもし方ないから、町の方にも、これはすぐインターネットで出せますよ。助成対象者ごとの国の上限額は300万円とすると、附箋張ってるの、私、書いてるんですよ。書いてないとあなたはおっしゃったんです。これを見てから答弁してください。

それから最後に申し上げたいのは、事業名もわからないと、このままでいけば、この事業は平成30年度、今年度中に完了するよという通知になりますよ。台風の被害であらわれた農家の皆さん、待っておられるわけでしょ、これ。しかしこのままでいけば、町の上積み、または金融機関からの融資がないと補助要件を満たさないわけですよ。補助要件を満たさないと、また同じことが起こりますよ。昨年2月の、担い手強化育成と同じことですよ。これが全部、補助金が国の、町のエラーでおりにこないとしたら、これは農家の方大変なことになるですよ。今の現状でそうでしょ、じゃあ、課長に聞きますが、最後に。上積みしないということであれば、この13の方、全て金融機関から借入れを受けておられるということを確認されていますか。このままでいけば、13件の農家の方に非常にご迷惑をかけることになりますよ。根底からこの予算は見直しをするべきではないですか、答弁をお願いします。書いてあるやろ。

産業振興課長 台風24号です。

鈴木議員 いや、だから根本的な見直しをするべきじゃないかと、このままでは農家の方に大変なご迷惑をかけるので、根本的な見直しをするべきではないかと思えますので、最後はどなたでも結構ですから答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質疑にお答えいたします。

先ほど持っておられた資料に対しましては、こちらは台風24号の被災者向けの補助支援事業でございます。今回、私が上げているのは台風21号の支援事業ですので、その事業に対しましては先ほど申しあげました補助率等が適用されるということです。

あと、施設の再建・修繕等につきましては、全て再建・修繕の方が13件でございます。あと、撤去費用について、地方公共団体の支援が必要ということ、助成していることというのが条件に入っておりまして、こちらの方、滋賀県が別の「力強いしが型園芸産地育成支援事業」というのを打ち出しましたので、滋賀県全体が、これ、地方公共団体となっておりますので、滋賀県全体の方が、この地方公共団体の助成を受けているということになりますので、初めは、必ず融資が必要ですよということで、被災、今回要望された農業者の方には説明していたんですけども、これ以降、滋賀県全体でこの支援事業を行うということが打ち出されましたので、今回、要望を受けられる方に対しまして、別に、この補助事業に沿った支援となりますので、ご理解のほど、お願いしたいと思います。また、被災証明書の発行につきましても、今回要望された方、全ての方に被災証明の方は発行しております。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 議長。

北川議長 今村議員。

今村議員 それではまず議第79号平成30年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)で、まず5ページからです。5ページは公共事業等債ということで、起債の廃止が書かれているんですが、この吉田愛知川線、吉田秦荘線道路改良詳細設計業務の起債が310万円、廃止となっているんですが、これはどういう公共事業債なのか、ちょっと、どこの道路のことで、どういう起債を町が発行する予定だったのがなくなったのかを教えてください。

それから、続きまして8ページ、歳入のところで、款13目1民生費国庫負担金、また、款14県支出金、民生費県負担金、この中で障がい者自立支援給付負担金というのが、国庫負担ならびに県負担金ということで、それと障がい児施設措置費給付費等負担金という形で上がって、増額修正されておりますが、これの中身について説明してください。

続いて9ページで、款14目6の土木費県補助金で、ここで地籍調査事業費補助金が県補助金で905万4,000円減額になっております。支出の方も出

てきますが、この地籍調査事業が減額になったという経緯はどういう形なのか説明をしてください。また、款16目2の総務費寄附金の中で、この豊郷小学校旧校舎活用寄附金ならびにふるさと応援寄附金がそれぞれ歳入で上がっておりますが、この内訳を説明してください。また、ふるさと納税の寄附金は今回2,850万円と歳入上がっていますが、今年の、今、延べ、30年度は今幾らぐらいになっているのかも、これを含めて幾らになっているのかを教えてください。

それから、次は12ページの款2総務費、項1、目1一般管理費の総務管理費の関係ですけど、一般管理費で備品購入費20万円、または財産管理費で燃料費36万円、また、地域づくり推進事業費の中で手数料1,840万4,000円、これについて中身を説明してください。電子計算管理費の中で消耗費70万円、修繕料10万2,000円、これもついでに説明してください。

それから続きまして13ページ。13ページにつきましては、款3項1の目5人権対策費委託料、樹木伐採委託料22万円、これはどこの樹木伐採委託料、どういう中身なのか内訳を説明してください。

そして14ページでは、款4項1目2の予防費ですね。その中で風疹予防接種助成金3万5,000円上がっておりますが、これは一般財源から助成金出ておりますが、どういう内容の助成金なのか、対象者ならびにどういう内容かについて説明してください。

そして次、項2の清掃費です。清掃費で目2のじんあい処理費の一般廃棄物収集運搬処理業務委託料が、今回100万円増額修正になっております。この100万円の収集委託料の増額というのはどういう内容でなっているのか説明をお願いいたします。

そして次は15ページです。15ページは項2の道路橋梁費の目2の道路橋梁費で修繕料61万2,000円の内訳を説明してください。また項4住宅費の中で、目1の公営住宅管理費の中で、需用費で修繕料144万5,000円、また17番公有財産購入費で94万円、用地買収費、そして目2の改良住宅管理費で125万円、修繕料、これも内訳をお願いいたします。

16ページでは、小学校費の中で、目4の日栄小学校の修繕料110万円、また備品購入費で庁舎器具費69万8,000円、日栄小の管理費の中で今回増額になっておりますが、その説明もお願いいたします。

そして17ページで、その続きですけど、項3の中学校費で、備品購入費で庁舎器具費が27万4,000円と給食用備品が40万6,000円今回上がっておりますが、その中身も説明をしてください。

そして、款 1 1 公債費の中で、今回繰上償還に充てるということで、2 億 3,663 万 5,000 円、これは減債基金を充てるという話でしたが、減債基金というのは、豊郷で起こしていた住宅新築資金等貸付事業の、あのとき、会計は黒字でしたから、その果実というか、黒字分は減債基金へずっと積み上げてきた経緯があったんですが、今回、そういった減債基金を一括償還で、これは国の臨時財政対策債に振り分けてやるというやり方なんですけど、このやり方は、町としてはそれでよしと考えているのか、町には財政調整基金も十何億あるんですが、それじゃなくて、あえて減債基金をこっちの基金、起債といえど起債なんですけど、そういう減債するための基金なんやけど、その原資はどっちかというところとそういう事業で出た果実なんですけど、その対応の仕方を決めた経緯だけ教えてください。

次は、議第 80 号平成 30 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）です。5 ページに、ここに歳入のところ町長の提案説明にありますが、特別交付金保険給付費交付金、これ、県補助金の中で出てくるんですが、特別調整交付金、市町村分 27 万円と、それから県繰入金 2 号分、70 万 7,000 円、これの、特別調整交付金の分はここで確定しているんでしょうか。普通交付金は確定したとかいう話もありましたが、この特別調整交付金については確定しているのか、また、県繰入金の 2 号分はどういう意味なのか説明してください。

それから次は 7 ページ、ここに保険給付費で一般被保険者療養費支払事業負担金 108 万 5,000 円、これは歳出だから負担金で払っているんですが、この意味もちょっと説明をしてください。これが議第 80 号。

続いて、議第 81 号平成 30 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は 5 ページです。5 ページの、先ほども説明があったんですが、ちょっと意味がもう一つ理解できなかったの、諸収入で雑入、消費税還付金というのが 124 万 2,000 円、消費税を申告して、その分の還付が出るというお話でしたが、これは町の事業の中でどういう形でそのお金が入ってくるのか、その意味がちょっと理解できなかったの、これは 29 年度の消費税の確定分から引いて出るのかどうなのか、ちょっと流れだけを教えてください。

続いて、議第 82 号平成 30 年度豊郷町介護保険事業特別事業の（第 3 号）は 7 ページの歳出の部分なんですけれども、款 2 保険給付費項 1 介護サービス等諸費という中で、その中で目 3 の地域密着型介護サービス給付費、これは、減額は 2,414 万 2,000 円、第 6 期から第 7 期に移行する引き上げの主な、一番の要因は地域密着型、認知症対応型のデイサービスの費用がものすごい上

がっていたんですけども、実績からいうと6期並みだなど、私も実績報告を見ましてそう思いましたが、なぜこの計画数値よりも著しく、この地域密着型のサービスが受けられなかったのか、豊郷のそういう実態を説明してください。また、その下の5の施設介護サービス給付費、これは施設介護サービス給付費で、これは3,376万4,000円の増額補正ですよ。この施設介護給付費、施設の方は上がっていくというのは計画数値よりも高いわけじゃないですか。これは今、国の改定で施設も介護3以上は入れないみたいな、そういうことになってきている中で増えてきているというのはどういう実態なのかということもちょっと説明していただきたい。

そして、次の項2介護予防サービス等諸費の中で、目1の居宅介護予防サービス給付費というのが、居宅介護予防サービス給付費がマイナス211万5,000円の減額補正になっております。この予防介護サービスは全て皆減額なんですけれども、この予防介護、介護予防ですね、居宅、介護予防が減額になってきているというのは、どういう傾向で豊郷はそういうことが起きていくのか説明してください。

また、8ページにおかれましては項4の高額介護サービス等諸費の中で、目1の高額介護サービス費が、その補助金が158万6,000円の増額、また、その下の項6の特定入所者介護サービス等費、目1の特定入所者介護サービス費が129万9,000円、特定入所者の介護サービス費というのが上がっておりますけれども、これについても上がってきたというのは、上がっているというのは人数が想定よりも増えて、6期よりも7期1年目の計画の中でも増えているのか、対象者がどんどん増えているのか、その今の状況説明をお願いいたします。

以上です。

**北川議長** 審議の途中ではございますが、暫時休憩で、15分から始めたいと思います。

(午前11時03分 休憩)

---

(午前11時15分 再開)

**北川議長** 再開いたします。

**総務課長** 議長。

**北川議長** 総務課長。

**総務課長** それでは、今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず私からは5ページ、公共事業等債のところの部分でございます。これにつきまして、なぜ廃止になったのかということでございますけれども、これは、

ここにも書いておりますとおり吉田愛知川線、吉田秦荘線の道路改良詳細設計業務に係る事業債が、補助金等事業が認められなかったということで、起債も廃止せざるを得なくなったということでございます。これにつきまして、事業の内容につきましては後ほど山田地域整備課長の方からご説明をさせていただきます。

続きまして、歳出の総務費、総務管理費、12ページ中ほど、一般管理費の備品購入費20万円の内訳でございますけれども、これにつきましては先人の館の物置が台風で破損いたしました。中の総務課管轄の物品が雨にさらされるような形になりましたので、今回、修繕もままならないということでございますので、物置の新調をしたいと考えておるところでございます。

続きまして節11燃料費の内訳でございます。燃料費の内訳につきましては、これは灯油費、燃料灯油費と公用車燃料費の補正でございます。まず、灯油が21万円、公用車の燃料費が15万円の補正でございます。当初に比べまして、半年過ぎた時点での使用量の精査をいたしますと、昨年実績と比べまして、灯油の場合は21万円の差額が出ましたことから、今回昨年度並みに補正をさせていただいたところでございます。また、公用車につきましても同じ算定でございますので、ご理解のほどお願いしたいと考えております。また、下水道使用料につきましても同じ、当初に比べまして7カ月経過の時点での精査をいたしましたところ、昨年単価と比べまして、また、今年度の残額と比べまして15万円の補正をするものでございます。

最後に公債費でございます。17ページでございます、17ページの繰り上げ償還を減債基金からの償還ということにつきまして、減債基金につきましては地方債の適正な運営管理というふうに条例でもうたっております。その部分では減債基金での償還が適正ではないのかなということ、適正な管理に資するために減債基金からの償還をしたというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

保健福祉課長補佐

議長。

北川議長

森保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐

今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

8ページになります。歳入の民生費国庫負担金、障がい者自立支援給付費負担金の949万1,000円につきましては歳出の13ページをごらんください。12障害福祉費の19負補交で10万円、高額障害者福祉サービス費を計上しています。また、扶助費の方ですが、介護給付費訓練等給付費で1,888

万3,000円を計上しています。この合わせた1,898万3,000円の2分の1が、国庫負担金としまして949万1,000円計上させていただいております。その下の県費につきましても、1,898万3,000円の4分の1の474万5,000円を計上いたしております。

以上です。

**今村議員** 答えが違うんです。私が聞きたいのは増額した内容を教えてくれって言うんです。お金のことだけじゃないのよ。わかってるのよ、それは。どういう中身が増額の内訳なのかというのをお聞きしたんです。

**保健福祉課長補佐** これにつきましては、ともに人数が増えたことによる増額をさせていただいております。高額障害者福祉サービス費につきましては1名を見込んでおりましたが、2名増加の3名の申請が出る見込みですので増額をさせていただいております。その次の介護給付費訓練等給付費につきましては、これも人数の増加になります。当初155名を見込んでおりましたが、月平均になります。164名の見込みとなりましたので増額をさせていただきました。

以上です。

**今村議員** 障害者通所給付費も同じですか。

**保健福祉課長補佐** 障害者通所給付費ですが、この339万円につきましては15名から16名に増加しておりますので、その増額分を計上させていただきました。

以上です。

**地域整備課長** 議長。

**北川議長** 山田地域整備課長。

**地域整備課長** 今村議員の質疑にお答えします。

まず5ページ、公共事業等債の吉田愛知川線、吉田秦荘線道路改良詳細設計業務の事業内容なんですけども、まず場所からなんですけど、吉田のグラウンドと農業倉庫がある前の道を、愛荘町の方からずっと来まして、宇曾川沿いの橋と、県道松尾寺豊郷線の方まで行く道路の拡張と歩道設置の設計業務でございます。

次に、9ページの14県支出金、6土木費県補助金の地籍調査事業の補助金の減額の経緯なんですけども、豊郷町は平成26年から地籍調査事業を開始しておりまして、全国的にも各市町が事業に着手するとともに、着手の面積が増えておりますので、国の予算が伴わないために市町の補助金も減額となっているという経緯がございます。

続きまして15ページ、8土木費、2道路橋梁費の11需用費の修繕料なんですけども、パトライトの更新工事を2件、カーブミラーの設置工事を1件予

定をしております。

以上です。

企画振興課長 議長。

北川議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、12番今村議員のご質疑にお答えします。

私の方からは9ページ款16、項1総務寄附金の方でございます。3,000万円の増額ということで、本日、朝確認しましたところ、今日現在で約3,800件で、金額としましては7,300万円入っております。そういうことで、3月までを想定しますと大体3,000万円ぐらい増えるであろうという見込みで増額をさせていただいております。また、豊小の基金とふるさと応援の基金の内訳につきましては、例年、豊小の分が全体の5%程度でありますことから、今回もそれに合わせて5%ということで見させていただいております。

続きまして12ページ、歳出の2総務費の方の10の地域づくり推進事業費ですけれども、この12役務費1,840万4,000円につきましても、ふるさと納税の増額に伴う返礼品なりクレジットの手数料なり送料なりでございます。それからその下の、11電子計算管理費の需用費の消耗品につきましては、プリンタのトナーでありますとかインクでございます。その下の修繕料10万円につきましてはパソコンの修繕、2台分ということで見させていただいております。

以上です。

人権政策課長 議長。

北川議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、12番今村議員のご質疑にお答えいたします。

13ページの人権対策費の委託料22万円の中身につきましては、三ツ池にあります二ツ池公園の樹木が大きくなり過ぎまして、隣の家屋の屋根をたたくというようなことで苦情が出ておりますので、今回、その伐採をさせていただくための委託料でございます。

続きまして15ページ、住宅費の中身でございます。11需用費、修繕費の144万5,000円につきましては、今回、台風被害によりまして、公営住宅については9月補正を見送った関係で予算が足りなくなっておりますので、今回、需用費の修繕費という形で修繕をさせていただきたいと考えております。17番の公有財産購入費につきましては宮ノ西団地の駐車場、現在着手しておるわけなんですけれども、交渉しておりました方から、やっとなら、隣の購入をするという契約の意思を表明していただきましたので、今回こういう形で

公有財産費を計上させてもらって、改めて駐車場用地として確保したいと考えているところでございます。

それから、2の改良住宅の管理の修繕費につきましては、一応9月で、概算の形での修繕費を計上させていただいたんですけれども、その後件数が増えたり、中身についても精査をいたしましたところ、修繕費が足りないという状況が出てきておりますので、今回、そういう形で125万円を修繕費として計上させてもらったところでございます。

以上です。

住民生活課長 議長。

北川議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

14ページ、2清掃費、2じんあい処理費、13委託料100万円ということで、一般廃棄物収集運搬処理業務委託料を見ておりますけれども、これにつきましては台風被害に伴う粗大ごみの増が予想されておりますので、金属系の資源ごみ、木質系、プラスチック系、非資源系のごみが、各4トン車でコンテナ13個ずつ、計26個計上しております、それが100万円でございます。

以上でございます。

教育次長 議長。

北川議長 神辺教育次長。

教育次長 今村議員さんのご質疑にお答えさせていただきます。

私の方からは16ページ、教育費の項2小学校費で、日栄小学校管理費の、まず修繕費110万円が何かということをお尋ねいただきましたが、こちらにつきましては日栄小学校のA種設置工事ということで、これは日栄小学校に万落雷があったときに、中の機器等が危険だということが保安協会の調べの中で報告がありましたので、それに伴います抵抗等の関係の工事を進めたいというのが1つ、それと給食関係で、手洗い機器の混合栓の関係で、もう、製品が古いということで更新ができないということで、その機器、一部分を更新するという、この2点の修繕で110万円をお願いしたいと思います。

続いて、18番の備品購入費の庁舎器具費69万8,000円ですけれども、こちらにつきましては、31年度から1年、2年、3年生が全て二クラスになるのかなというふうに現在考えておりますので、それに伴います机、椅子の準備をさせていただくということで、備品購入として挙げさせていただきました。

続きまして、3の中学校費の中学校管理費の中ですけれども、備品購入で庁舎器具費27万4,000円ということですが、これにつきましては同じく、新

年度31年度に向けての生徒の机、椅子について補充する部分があります。また、特別支援教室の方において、机を1つ補充する必要が生じたので27万4,000円、そして給食用備品40万6,000円として上がっておりますのは、こちらにつきましては先日の全協におきましても、新年度から給食の運営の形を変えたいということも説明をさせていただきましたが、それを実施するに当たりまして、移動用の食材を運ぶ移動台、そして引き出し付きの調理台というものが必要になってきますので、そういうものを今回お願いさせていただきたいと思うものです。

以上です。

医療保険課長

議長。

北川議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

まず、議第79号一般会計補正予算の14ページの風疹予防接種の助成金につきましては、妊婦健診等を受けられた際、風疹への抗体が低い方がおられますので、その方に風疹用の予防接種を受けた方の助成費用として、当初予算で2件見込んでおりましたけども、現時点で最終決算見込みが7件ということですので、今回3万5,000円の補正をさせていただいておるところでございます。

続きまして、議第80号国民健康保険の補正予算の歳入5ページの特別交付金のうちの特別調整交付金と県繰入金につきましては、現時点でこちらの方の予算に計上している部分については交付決定の方がまだおりておりませんので、今回補正計上させていただいておりますので、ご了承の方をお願いします。

続いて、歳出7ページの保険給付費の一般被保険者の療養費の内容につきましては、いわゆる柔道整復師の診療費とあんま・マッサージ、はり・きゅう、あと補装具の償還払いにかかる部分と、資格喪失後受診に社会保険から振りかえる分の一般診療分としてこの部分を見ておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、議第82号介護保険事業特別会計補正予算の歳出7ページ、地域密着型の給付実績につきましてはですが、計画よりも少ないというのは、当然日数を、1人当たり30日というふうに計画上見込んでおったんですけれども、現状、ほぼほぼ毎日使われる方もおられませんし、うちの計画が見込んでいた以上に給付が使われないということになりましたので、今回減額の方をさせていただいたところでございます。施設介護サービス費につきましては、現状、施設、要介護3からしか入れないところはあるんですけれども、去年の給付実績から見まして施設入所の数も増えておりますし、現状、全て、重複で申し込

んでおられる方を抜いてはいないんですけれども、施設入所の申し込み数が現状で112件となっておりますので、こちら、3月決算の段階では43名というふうに申し上げていたんですけど、こちら、まだお名前の方が把握できておりませんで、重複計上になっておるんですけども、施設入所の傾向というのが著しく増えておりますので、決算見込みとしても、去年、29年度の特養の方の平均が44名でしたけれども、現時点で決算見込みで50名程度、老健の方が去年は15件でしたが、今年度の決算見込みで18名、療養型については去年月平均で5人でしたけれども、ことしは6名ということで、いずれも現時点での推計ではあるんですけども、増えておるということで、施設の利用の方は今後も増えていくのかなと思っております。

続いて、介護予防サービス費の居宅介護予防サービス給付の減額につきましてですけれども、支援の方で、言い方はあれなんですけれども、とりあえず要介護認定を受けて福祉用具を購入したい、住宅改修のみを行って、あとは給付を使われないという方が多うございますので、その部分の見込みとして、こちらの方で見込んでいたよりもサービス利用の方が少なかったという現状もありますので、こちらの方を今回減額させていただいております。

あと、高額介護サービス費と特定入所者介護サービス費につきましては、高額介護サービス費も特定入所者介護サービス費も施設の方が増えておりますので、当然、施設の一定額を超えた部分については高額介護なり、特定入所者につきましては食事の負担分をお支払いしておりますので、施設入所が伸びた部分、当然こちらの方も見合いで伸びてくる分として、今回補正計上をさせていただいております。先ほども申し上げましたけれども、施設の方が伸びておりますので、今後もこちらの方については一定伸びていくのかなというふうには考えております。

以上です。

上下水道課長 議長。

北川議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、今村議員の消費税の確定申告にかかる流れをということのご質疑にお答えをいたします。

まず最初に、下水道事業に関しましては9月末に前年度の確定申告を行うといったことが定められております。こういったことから順に流れを申し上げますと、平成28年度分の確定申告については昨年9月に実施しております。その後、3カ月ごとに中間納付をするということになりますので、1回目が29年の12月、2回目が30年の3月、そして3回目が30年の6月といったこ

とになります。そして今年度、平成30年の9月に確定申告を、29年度分の申告をさせていただいた、その結果、消費税に還付金が発生しましたので今回補正を上げさせていただいたところでございます。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第79号平成30年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）を予算決算常任委員会に、議第80号平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第82号平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）及び議第83号平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を文教民生常任委員会に、議第81号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び議第84号平成30年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

北川議長 異議なしと認めます。よって、議第79号を予算決算常任委員会に、議第80号、議第82号及び議第83号を文教民生常任委員会に、議第81号及び議第84号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

今期定例会において、本日までに受理をした請願はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

日程18、請願第1号主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

紹介議員である村岸善一議員の説明を求めます。

村岸議員 議長。

北川議長 村岸善一君。

村岸議員 主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求める請願、平成30年11月19日に提出いたしました。豊郷町議会議長、北川和利様。請願者、滋賀県彦根市川瀬馬場町922番地の1、東びわこ農業協同組合経営管理委員会会長、石部和美。滋賀県彦根市川瀬馬場町922番地の1、滋賀県農政連盟湖東連合支部支部長、小菅久宜、紹介議員として私が行います。

請願の趣旨及び理由でございます。主要農作物種子法（以下、種子法という。）

を廃止する法案が、平成29年4月14日の参議院本会議で可決・成立し、平成30年4月1日、種子法が廃止されました。これまで県行政は同法に基づき高品質な原種及び原原種の生産・供給を担い、本県の主要農作物である水稲、麦及び大豆の安定生産や品質向上に中心的な役割を果たすことにより、地域農業の振興に大きな貢献をしてきました。種子法の廃止を受けて、県は関係要綱を一本化した滋賀県水稲、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱を制定し、県内では同要綱に基づく種子生産が開始されるところです。

一方、一部の府県においては、これまで行政が担ってきた種子生産にかかる業務を外部に移管する等の方針が示され、移管されれば種もみの価格の上昇や、品質低下を招きかねない等の報道がなされており、県内の生産現場においても、将来的には優良な種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広がっています。

つきましては、以上を踏まえ地方自治法第99条の規定に基づき、今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまでどおりの行政対応を継続することに必要な予算及び関係部署に人員体制を恒久的に措置する観点から、主要農作物の種子生産にかかる県条例を制定することを内容とする意見書を滋賀県に提出されるよう要請いたします。

以上です。地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願を提出いたしますので、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 議長。

北川議長 今村議員。

今村議員 主要農産物種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求める請願書ということで、2点質疑させてください。

1点目、この請願者、東びわこ農業協同組合、そして滋賀県農政連盟湖東連合支部というのが2つあるんですが、この2団体ですけれども、所在住所は2つとも一緒なんですけれども、この滋賀県農政連盟湖東連合支部というのはどういう組織で、どういう人たちが加盟している組織なのか、その説明を1点お聞きしたいのと、2点目です、2点目は、去年の参議院でこういうのを、強行突破的に安倍政権・与党がやりましたけれども、この問題点というのは、要は種子法がなくなると、営業的な種子生産に、それをしなかったら……、これ、TPPの絡みで来てるやつですけど、今、日本の地域農業で伝統種、そういったものを代々引き継いで、その種子をつくっている、そういう小売もしている

ところもありますよね。そういう人たちや農家の方、自分の家の、地域のあれをずっと、種を毎年毎年持ちこたえてやってはるとかね、そういう人たちがいるんですけれども、それに対してものすごくこれは規制がかかるんですよ。そういう自家栽培でつくったやつは販売できないとかね、自家消費しかだめだとかね、これ、T P Pでそういうのが、要は世界の大手種子メジャーね、アメリカにいっぱいありますよね、そういうところが優先されるような中身のことを国内法の整備で廃止をしたわけですよ。でもこれからね、これは県に対する請願ですけどね、県条例という形でやった場合に、国の制度としてはもうないわけじゃないですか。それで、ここに不安があるように、移管して、業者に移管するみたいな話も出てきているわけですけど、滋賀県の県条例の効用、効果はどこまであるのかということ、私は本来地域で、細々でもいろいろ伝統野菜を継承しながらそれを直売所で売るとか、いろいろなそういう、地域農業の担い手の人たちもいます。そういう人たちの生産活動、販売活動がこれでちゃんと保障されていくのか、T P Pにアメリカが抜けましたが、アメリカと我が国のやっている二国間自由貿易協定というのはT P P以下じゃないです、T P P以上をアメリカは要求してるわけじゃないですか。こういった中で、この県条例でどこまでそういった地域農業を守り、そうした人の生産も保証していく、販売も営業も保証していくのか、その辺だけをちょっとイメージとして、どういう中身になるのかだけを教えてください。

以上です。

村岸議員 議長。

北川議長 村岸議員。

村岸議員 今村議員の質問にお答えいたします。

1点目の件ですけれども、滋賀県農政連盟湖東連合支部というのは、湖東地域内におられる農業者の代表だと私は認識しておりますが、間違っているとあきませんので、これはお聞きして後日ご報告したいと思います。

それと2点目の件ですが、この種子法は、先ほども言いましたように家庭菜園とかそういうのは除外されていまして、米、麦、大豆を主としてやっております、この種子法がなくなれば、なくなったおかげで一般企業等も入りまして、多種多様な種子が入ってまいります。それをやはり、そうすることによって価格の高騰等も見込まれてくると思います。その中で、滋賀県といたしましては、やはり米の安定とか種子の安定を図っていかなければなりません。というのは原種及び原原種ということで、滋賀県産は「みずかがみ」等も滋賀県産のブランドとして出しております。そのことも踏まえれば、一般的な企業が入

ってくれば、そういうような滋賀県産のブランドというものも消えてくるという  
ことで、これはいけないということから、そういう県としての取り組みもお  
願いしたいということです。一応、そういうことで。

**今村議員** 条例の方針を聞いている。

**村岸議員** 一応、滋賀県といたしましては、一応、規定というものは、多分設けてくる  
と思う、今のところでは。基づいて、種子は生産が始まっていると思うんです  
が、それをより一層、条例によって決めていただきたいという旨を申している  
ところでございます。滋賀県の方でも一応要綱を定めてやっていくという方針  
はしておりますが、条例まではいっておりませんので、それをできるだけ条例  
をつくっていただきたいということをおっしゃっておりますので、よろしくお願  
いいたします。要綱としては、そっちの方向で進むというふうになっておりま  
すので、よろしくお願いたします。

**北川議長** ほかに質疑はありませんか。

**議 員** なし。

**北川議長** ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議第となっております請願第1号は、会議規則第92条の規定により  
総務産業建設常任委員会に付託をすることにいたしたいと思っております。ご審議  
のほど、よろしくお願いたします。

以上をもって、本日の日程は全て議了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により審議されるよう、  
よろしくお願いたします。

本日は、これをもって散会いたします。皆さん、ほんとうにご苦労さまでした。

(午前11時52分 散会)